

第 3 3 0 回東京都開発審査会 議事録

開催日時	令和 3 年 7 月 1 2 日 (月) 午後 3 時～午後 4 時 4 8 分		
開催場所	都庁第二本庁舎 3 1 階 特別会議室 2 3		
会議に付した 案件	<p>【公開】</p> <p>○「東京都開発審査会運営規則」の一部改正</p> <p>【非公開】</p> <p>○ 3 東開審第 1 号、同第 2 号及び同第 4 号審査請求事件 (杉並区高井戸西)</p> <p>・事前審理</p>		
出席した 委員の氏名	金井 利之 鈴木 一洋 杉原 陽子 谷口 久美子 田村 達久 藤井 さやか 松澤 龍人	出席した 専門調査員 の氏名	芳田 新一
		出席した 幹事の氏名	

第330回東京都開発審査会

令和3年7月12日（月）

午後3時00分 開会

○（事務局） それでは、定刻となりました。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして、オンラインで御参加いただけるようにWeb会議システムを利用しております。

まず開催に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。お手元資料を御用意いただければと存じます。

【 資料の確認 】

続きまして、恐縮ではございますけれども、本年4月1日付けで、東京都で人事異動がございまして、それに伴いまして幹事に変更がありましたので御報告をさせていただきます。本日お配りをしました次第の一式の資料の最後に「東京都開発審査会幹事名簿」というものを添付しております。

【 令和3年4月1日付人事異動に伴う幹事等の就任報告 】

○（事務局） 次に、本日の審査会の出欠状況につきまして御報告いたします。東京都開発審査会条例第6条第1項では、会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされておりますが、本日は全ての委員に御出席をいただいておりますので定足数を満たしております。

次に、会議の公開について御説明いたします。本審査会は、東京都開発審査会運営規則第5条第1項によりまして一部を除き原則公開でございまして、同条第2項に基づき定めました東京都開発審査会の会議の公開等に関する取扱要綱別表1・2におきまして事案に応じた公開・非公開の取扱いの原則を規定しております。後ほど各議案に入ります前に公開・非公開の取扱いを御確認いただきます。

事務局は以上でございます。

それでは、金井会長、よろしく願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。ただいまから第330回東京都開発審査会を開催いたします。

本日の審査会ですが、お手元配付の議事次第に沿って進行いたします。審議時間についてはおおむね1時間30分程度を予定しております。タイムスケジュールを配付しておりますので御覧いただければと思います。

まず議題の1として「東京都開発審査会運営規則の一部改正」、次に議題の2として先日提起されました杉並区高井戸西の審査請求事件に係る事前審議がございまして。

それでは、早速議題1の審議に入りたいと思います。こちらの議題については、先ほど事務局から説明があったとおり、会議の公開等に関する取扱要綱で公開・非公開の別を定

めておりませんので、原則に従い公開の扱いとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○会長 では、特に異議がないということで、公開で開催いたしたいと思います。

事前にお伺いしたところでは傍聴人はいらっしゃらないと伺っておりますが、よろしいですか。

○(事務局) はい、傍聴人はおりません。

○会長 それでは、早速運営規則の改正について事務局から御説明いただければと思います。

議題1

【 「東京都開発審査会運営規則」の一部改正 】(公開)

○(事務局) それでは、お手元の資料1を御覧ください。こちら1ページから2ページ目までが改正案、3ページから4ページ目までが現行の要綱を基にしました改正案の見え消しの資料となっております。本規則は、東京都開発審査会条例第9条に基づき、当審査会の運営に関する事項を定めた規則でございます。

なお、本日事務局から送付させていただきましたメールの添付ファイルの中に、ZIPファイルのものですが、東京都開発審査会条例も入っております。開発審査会関係資料というファイルのナンバー02のところには条例というのがございますので、必要に応じてそちらも御参照ください。

このたび改正をお諮りいたします主な内容は会議のオンライン開催に関する規定の新設でございます。オンラインを活用した会議の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、本年1月の第329回の審査会において実施したところでございますが、今後の開催に当たり、オンラインによる開催の可否や出席の取扱いについて疑義が生じることのないよう本規則の中に明文で規定を設ける趣旨でございます。

具体的な改正内容でございますが、資料の4ページ目の上段、赤字の部分、「オンラインによる会議」という見出しのついた第7条を御覧ください。まず第1項におきまして、「感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、会長が必要と認める場合は、オンラインを活用した会議を開催することができる。」と規定をしております。オンラインにつきましては、ここでは「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。」としております。また、感染症の蔓延防止の観点だけではなくて、効率的な会議運営のためにもオンライン開催ができることとしてございます。

続いて、第2項でございますが、ここでは第1項の会議におけますオンラインによる委員の出席は、開発審査会条例第6条第1項及び第3項の出席に含めるものとするとしております。条例第6条第1項は本審査会の成立要件でございますが、会長及び3人以上の委員の出席が必要となっておりますが、オンライン開催の場合はオンラインによる出席も

ここの出席に含めるというものでございます。同様に第3項の議決要件におけます出席者の過半数についてもオンラインによる出席者を含めて採決する取扱いとしてございます。

また、第2項の後段ですが、「映像の送受信ができない場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。」としております。これは、オンラインによる開催では映像が乱れることもございますので、その場合でも音声により相互に意見表明が可能である場合には出席として取り扱うというものでございます。

なお、今回の改正に併せまして、一部、現行の内容の範囲で文言の表記における所要の見直しも図っております。施行日については附則により議決の日としてございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、御質問など頂ければ、どなたからでも頂戴できればと思います。

○委員 普通、7条の1項の1というのは書かないのが通例のようなのですけれども、どうしますか。

○(事務局) 失礼いたしました。確かに先生がおっしゃるとおりで、文章的には1は取ります。2は記載いたしますが、1は取る形で処理をさせていただければと思います。

○委員 あともう一つ、7条に入れて繰り下がるのですけれども、これはこれでいいのですか。6条の2とか枝番にしないで大丈夫なのですか。7条が動いてしまって大丈夫なのですか。

○(事務局) これは大丈夫でございます。

○委員 分かりました。

○会長 ほかにはいかがでしょうか。これは映像だけではなくて音声も乱れてチャットだけで会話するとかいろいろ規定を考えていくと何だかややこしい話になりますし、今までも規定がなくてもオンライン会議はできたので余計なような気もしますけれども、一応趣旨としてはオンライン会議でも普通にやるよという当たり前のことを確認的に規定しているというような理解なのですから、そんな感じでいいのですね。今までもやりましたからね。

○(事務局) そのとおりでございます。従前もやっていたところはございますが、その取扱いを確認的に規定整備ということで今回付議しているということで御理解いただければと思っております。

○会長 ありがとうございます。

ほかの皆さんからは何かございますか。よろしいですか。

それでは、技術的な第1項の1のところを除いて確定させていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、議題1の審議を終了いたします。

次いで議題2の「3東開審第1号、同第2号及び同第4号審査請求事件の事前審理」を

行いたいと思います。審査請求案件の事前審理は、東京都開発審査会の会議の公開等に関する取扱要綱第2条別表2に基づき非公開で開催いたします。

議題2

【 3東開審第1号、同第2号及び同第4号審査請求事件（杉並区高井戸西）に関する事前審理 】（非公開）

審査請求について事務局から概要説明を行い、当事者双方から提出された書面等に基づき審議を行った。

○会長 では、以上で議題2の審議を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、最後に次回審査会日程について事務局から御説明いただければと思います。

議題3 その他

【 次回開発審査会は、令和3年8月3日（火）午後3時開催（予定） 】

○会長 それでは、本日の議題は全て終了いたしました。これをもって第330回東京都開発審査会を閉会いたしたいと思います。

午後4時48分 閉会